

どっこの暴力団は生きていた

暴追かわら版

平成24年 5月25日

No. 148

公益財団法人青森県暴力追放県民センター
暴力団等の不当要求断固拒否！ 相談電話017-723-8930

最近の全国での暴力団事件を紹介します。

口座売買容疑 組員ら3人逮捕

銀行口座を譲渡目的で開設し売買するなどとしたとして、十和田署と県警組織犯罪対策課は8日、犯罪収益移転防止法違反（キャッシュカード譲り受け、または譲渡）や詐欺の疑いで、八戸市の廃品回収業T容疑者（30）ら男3人を逮捕した。同課によると、3人が開設・売買したとされる口座は県外で発生した振り込め詐欺に使われたという。

T容疑者のほか逮捕されたのは十和田市の自動車仲介業Y容疑者（30）＝同法違反と詐欺などの罪で公判中＝と、八戸市の指定暴力団山口組系組員の無職S容疑者（31）。

T容疑者の逮捕容疑は、2010年9月～11月ごろ、県南在住女性＝詐欺容疑で書類送検＝名義の銀行口座のカードを、2万円で譲り受けた疑い。

（H23.9.9 東奥日報より）

組員経営隠し建設業 夫婦逮捕

暴力団組員が妻を経営者とするうその申請で、県から建設業許可を受けていたとして、県警組織犯罪対策課と酒田署は、建設業法違反の疑いで、指定暴力団極東会系組員の会社員S（54）と妻のH子（48）の両容疑者を逮捕した。関係者によると、S容疑者が実質的な経営者の建設会社は、3年間で約7400万円を売り上げ、下請として県内の公共工事にも関わっていた。

8月に施行された県暴力団排除条例は暴力団への利益供与を禁じている。県警は工事を下請けに回していた業者についても同条例違反に抵触しないか調べている。2人の逮捕容疑は、H23年6月、実際は別の会社で働いているH子容疑者を経営者とする虚偽の書類で、一般建設業許可の更新を申請し、許可を受けた疑い。

（H23.9.14 山形新聞）

被災世帯貸付制度を悪用組長逮捕

東日本大震災の被災世帯を支援する緊急小口特例貸付制度を悪用して貸付金をだまし取ったとして、福島署は、詐欺容疑で福島市の山口組系暴力団組長の会社役員A容疑者（66）を逮捕した。

捜査関係者によると、県内各地で相当数の暴力団関係者が緊急小口特例貸付制度を申請しているとみられ、不正利用者は100人を超える可能性がある。

（H23.9.29 福島民報より）

銃と実弾所持容疑～会長ら逮捕

山林などに拳銃と実弾を隠し持っていたとして、県警組織犯罪対策課と高松南署は19日、福岡市の山口組系暴力団会長G（60）と同元組員U（49）両容疑者を銃刀法違反（加重所持）の疑いで逮捕した。

発表によると、2人はH23年8月10日、福岡市などの山林など3か所の土中に拳銃3丁と実弾計約40発を埋めていた疑い。 （H23.9.20 読売新聞より）

閉廷後被告人を脅した容疑で男逮捕

裁判の閉廷後に被告人男性に歩み寄って脅したとして、県警捜査一課、同四課などは8日、証人威迫、脅迫容疑で、川口市の自称会社役員で指定暴力団住吉会系組幹部1容疑者(47)を逮捕した。

逮捕容疑は、6月13日、さいたま地方裁判所の閉廷後の法廷内で、知人の被告人男性に歩み寄って「余計なことをべらべらしゃべりやがって、この野郎」などと強い口調で脅した疑い。同課によると、事件が起きた裁判は昨年10月、同市のパチンコ景品交換所で現金3,700万円が奪われた事件の裁判で、1容疑者は同事件に関わったとして、県警に犯人隠避容疑で逮捕されていた。同容疑者は容疑を認めており、裁判には傍聴に訪れていたという。(H23.8.9 埼玉新聞より)

恐喝未遂容疑で組員ら3人逮捕

鴻巣署は10日、恐喝未遂の疑いで、いずれも鴻巣市のとび職N(39)、H(34)、S(34)の3容疑者を逮捕した。3人は、指定暴力団6代目山口組5代目国粹会傘下組織の組員。

逮捕容疑は、7月19日午後2時半から同6時半頃まで、S容疑者方で、H容疑者の長女との交遊について同市内の男性(19)を脅迫し、慰謝料を要求した疑い。同署の調べによると、男性と長女は飲み会で1度同席した程度の仲。3容疑者が19日午後1時半ごろ、車で男性方に乗り付け、男性をS宅まで連れて行った。暴力団を名乗った上で、「弁護士に相談したら慰謝料を含めて何千万円もかかり、100万、200万じゃ足りないんだよ」などと脅し、暗に現金を要求した。

男性が7月23日、同署に被害届を提出。H容疑者を除く2人は容疑を認めているという。(H23.8.12 埼玉新聞より)

恐喝未遂の疑いで組長ら2人逮捕

焼津署と県警機動捜査隊は5日、恐喝未遂の疑いで、指定暴力団稲川会系組長、自称造園業O(62)、無職Y(66)の両容疑者を逮捕した。

逮捕容疑は、8月24日頃、Y容疑者の自宅で、県中部の50代男性に因縁をつけ、金銭の貸借事実がないのに、男性に金を返済する内容の文書を作成させて金を脅し取ろうとした疑い。男性が同署に届け出て、未遂に終わった。両容疑者は「実際に金を貸した」などと容疑を否認しているという。

(H23.9.5 静岡新聞より)

詐欺に因縁つけ、100万借用 容疑の組長ら6人逮捕

住宅ローン融資名目に融資金をだまし取ったとして、県警組織犯罪対策二課と前橋署は28日、詐欺の疑いで、前橋市の建築会社社長S容疑者(52)ら3人を逮捕した。その詐欺行為に因縁をつけて3人から借用名目で詐取金の一部を受け取ったとして、組織犯罪処罰法違反(犯罪収益の收受)の疑いで、高崎市の指定暴力団稲川会系組長E容疑者(63)ら3人を再逮捕した。県警によると、同容疑での立件は県内初。

詐欺容疑で逮捕されたのはほかに、みどり市の飲食店店員N(46)、渋川市の不動産会社社長S(61)の両容疑者。

3人の逮捕容疑は、共謀して昨年3月29日、東京都内の住宅ローン会社に、N容疑者の氏名や年収などを虚偽記載した書類を送って、2480万円の融資を申し込み、同6~8月の間、3回にわたって計1880万円をだまし取った疑い。

(H23.9.29 上尾新聞より)

どっこの暴力団は生きていた

暴道かわら版

平成24年6月10日

No. 149

公益財団法人青森県暴力追放県民センター
暴力団等の不当要求断固拒否！ 相談電話017-723-8930



「暴力追放功労団体表彰」

平成24年度暴力追放功労者等表彰受賞者が、東北ブロック暴力追放運動推進センターから発表され、青森県からは、暴力追放運動に多大な功労があった二団体

大間地区暴力追放推進協議会

青森県企業暴力対策協議会

の受賞が決定しました。

今後、益々の御活躍を御祈念申し上げます。

不当要求に対する基本的対応

1 暴力団を恐れぬ毅然とした対応と、気迫と信念！

～ これが一番難しい ～

※ 恐怖心を払拭するためには

○ 恫喝は、不当要求を飲ませるための手段としての演技・演出

恫喝内容を実行するのが目的ではなく、**金品が目的**です。
毅然とした態度で冷静に対応 → 彼らは一番恐れている

○ 不当要求は恨み等に起因するものではなく、不特定多数を対象にしている。

要求に応ずる者もいることを期待している。

- 常に組織対応が必要
一人で悩まず、必ず上司に報告し、常に組織全体の問題として組織的対応をする。

2 相手を確認すること！

相手の正体がわからない → 不安・混乱

- 相手の立場を確認
当事者か
代理人か（委任状はあるか。本人との関係は？）
全くの第三者か（交渉権・資格があるのか。ない場合は、原則交渉を打ち切る。）
- 相手が身分の確認を拒否した場合
対応を断る
「報告しなければならぬので、住所とお名前、連絡先をお聞かせください。」
「どちらの方かご不明の方とは対応の仕様がありませんのでお引き取りください。」

3 冷静に対応

相手を興奮させることなく、言葉は丁寧に、内容は厳しく対応。

【挑発するな】 【挑発に乗るな】

4 相手以上の人数で対応

対応の場所 ～ 「不測の事態に素早く対応できる場所」
「退去要求できる管理権の及ぶ場所」
「心にゆとりを持つ」

任務分担 ～ 録音、記録、応対者、連絡係等予め任務分担を決めておく。

対応は、常に相手以上の人数で行い、湯茶の接待は無用！

5 トップの対応は駄目

組織の決定権を持つトップが対応してはいけません。それ以降、対応する人がいなくなります。

企業を中傷していると思われる怪文書について

先般、北海道の某企業に対して別添の誹謗・中傷と思われる怪文書の送達事案がありました。

発信者には、全国暴追センターと北海道暴追センターの連名となっております。この種事案は、暴排条例を逆手にとった恐喝等の不法事案の布石のようにも思えますので、同種の文書が送付された際は

青森県暴力追放県民センター

017-723-8930

に連絡するか、お近くの警察署に連絡していただくようお願いいたします。

H24. 5月吉日

各位

新暴対法の伴い、暴力団への資金根絶のお願い

平成24年3月期までの当局の調べで、
の管理者の右翼団体加入ならびに、指定暴力団 山口組系旭導会への資金源となっ
ている事が判明いたしました。

オーナーと近い関係がわかっている、
等の賃貸料、管理費、みかじめ料等の資金根絶の為、
物品販売、受注、発注等の自粛ご協力をお願いします。

尚、上記
の企業ごみ（産業廃棄物 等）を一般ごみでの不法投棄など、
地域住民より苦情の多く近く行政指導の対象（調査）となっております。

ご協力をお願いします。

全国暴力追放運動推進センター
千代田区紀尾井町3-29 紀尾井町福田ビル1F
財団法人北海道暴力追放センター
札幌市中央区北3条西18丁目 道庁西18丁目別館3F